内閣衆質一八六第二三四号

平成二十六年六月二十七日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆 議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員杉本かずみ君提出福島県「県民健康調査 『甲状腺検査』 の実施状況」 に関する質問に対し、 別

紙答弁書を送付する。

衆議院議員杉本かずみ君提出福島県「県民健康調査 『甲状腺検査』 の実施状況」 に関する質問に対す

## る答弁書

## 一について

先の答弁書(平成二十六年四月十八日内閣衆質一八六第一一五号)一及び二についてで述べたとおり、

福島県において実施されている甲状腺超音波検査により発見された結節やのう胞は、東京電力株式会社の

福島第一原子力発電所の事故に伴う追加被ばくによる影響とは考えにくい旨の評価がされているため、 お

尋ねの 「A1判定数」、 「A2判定数」及び 「B判定数」 の割合が、時間の経過に応じてどのような傾向

にあるかについて、 専門家による具体的な議論は行われていないと承知している。

## 一について

御指摘 の調査は福島県が実施しており、定期的に調査結果の公表もなされていることから、政府として

は、御指摘のような方法で改めて公表することは考えていない。